

## 第9号議案

芦屋市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市職員定数条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成26年2月18日提出

芦屋市長 山 中 健

### 提案理由

市立芦屋病院の診療機能の充実による医師職及び看護職員数の増加に伴い、職員定数を改めるため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市条例第 号

芦屋市職員定数条例の一部を改正する条例

芦屋市職員定数条例（昭和25年芦屋市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「232人」を「240人」に改め、同条第11号中「1,062人」を「1,070人」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

## 参 照

### 芦屋市職員定数条例の一部改正要綱

#### 1 改正の趣旨

市立芦屋病院の診療機能の充実による医師職及び看護職員数の増加に伴い、職員定数を改めるため、この条例を制定しようとするもの。

#### 2 改正の内容

病院事業の事務部局の職員定数を240人（現行は232人）とし、本市の職員定数の合計を1,070人（現行は1,062人）とする。（第2条関係）

#### 3 施行期日

平成26年4月1日